

平成31年第4回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 平成31年4月26日（金）午前10時00分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 山下 正路
教育委員 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
4. 欠席委員 教育委員 宮本 裕次
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 石塚 幸夫
教育次長兼図書館長 大手 勉志
指導課長 浅野 誠
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人
公民館課長 丸山 博
学務給食課長補佐 岩瀬 勝利
6. 書 記
教育総務課 課長補佐兼係長 蛭原 康友
教育総務課 主 査 谷口 京子
教育総務課 主 事 中村 翔
7. 議 事
議案第24号 取手市教育委員会委員の辞職の同意について（非公開）
議案第17号 取手市立学校等給食運営協議会委員の委嘱について
議案第18号 取手市青少年相談員の委嘱について
議案第21号 取手市スクールカウンセラー設置要綱の一部を改正する要綱について
議案第22号 取手市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する要綱について
議案第23号 取手市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
報告第8号 取手市立公民館長の任命について
報告第9号 取手市文化財保護審議会幹事の任命について
報告7 取手市立学校評議員の委嘱について
報告8 取手市立学校等関係者評価委員の委嘱について
報告9 取手市スクールカウンセラーの委嘱について
報告10 取手市スクールソーシャルワーカーの委嘱について

- 報告 1 1 寄付の受け入れについて
- 協議 1 取手市みんなでいじめをなくすための条例の改正について
- 議案第 1 9 号 教育委員会に対する審査請求について (非公開)
- 議案第 2 0 号 教育委員会に対する審査請求について (非公開)
- 報告第 7 号 取手市教育委員会職員の処分について (非公開)
- 報告第 1 0 号 損害賠償の額を定め和解することについてに対する意見について (非公開)
- 報告 1 2 平成 3 1 年度いじめ問題専門委員会の開催報告について (非公開)

8. その他

- ・平成 3 1 年第 1 回取手市議会定例会一般質問要旨について
- ・1 0 連休中の教育委員会施設等の対応について

9. 会議の概要

午前 10 時 00 分開会

○教育長

ただいまの出席者は 4 名で定足数に達しております。よって、平成 31 年第 4 回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

欠席の報告が宮本委員からございました。

まず、配布物の確認を事務局からお願いします。

[事務局谷口主査が配付物の説明をする]

○教育長

次に、教育長報告をさせていただきます。3 点ほど御報告させていただきます。まず、先月 3 月 20 日に、平成 27 年度に取手市で発生しました取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会の県からの報告書が市にもたらされました。それ以降の展開につきましては、臨時教育委員会等で皆様に御審議いただきましたが、その中で教育委員会の会議の持ち方、資料の提示、あとは何に基づいてその御判断をいただくかということの問題についても、深く指摘されたところがございます。この点については事務局としても、御判断をいただくその前提となる情報の提示、根拠となる資料、根拠の提示については、極力意を用いて厳正に取り組みたいと考えてございます。その第 1 回目として位置づけておりますので、今後の御審議のほどよろしくお願いをしたいと思います。

報告のまず 1 点目でございます。今お話ししました、いじめの関係でございますけれども、いじめ問題の専門委員会についてでございます。こちらにつきましては 4 月 8 日、月曜日午前 12 時から平成 31 年度第 1 回市のいじめ問題専門委員会が東京都内の会議室において、県の調査委員会の栗山委員長と市川副委員長においでいただきまして、本市の教育委員も 2 名参加していただきました。

今回の会議では、取手市中学校の生徒の自殺事案に係る調査報告書について、県の調査委員から、市のいじめ問題専門委員が直接説明いただく機会として設けられたもので、2 時間にわたり行っていただきました。その後、記者会見が行われ、当市のい

じめ問題専門委員会の藤川委員長より、私見ではあるけれども夏から秋をめどに再発防止策を検討したいという御発表がございました。

また、平成31年4月21日、日曜日ですけれども午後5時から藤代庁舎において、第2回いじめ問題専門委員会が行われまして、現在、取手市で行っているいじめ対策に関する説明、これまで県や市において行われてきたいじめや教育相談等に関する研修の状況についての確認をするとともに、今後の取り組みについて話し合いが行われた状況でございます。こちらについても、その都度、教育委員の皆様へ情報提供をいたしまして、御意見を賜る予定になってございます。よろしくお願いいたします。

2点目、埋蔵文化財センターの企画展及び長禅寺三世堂の御開帳についてです。埋蔵文化財センターの企画展につきましては第45回「先人たちのものづくりを探る―出土品から見る先人の技術の粋」を、会期が2月15日から4月21日まで、延べ59日間行われました。総来館者数が1,949人、平均1日33名の方においでいただきました。その間、考古学講座等を行ったところでございます。

また、長禅寺三世堂の御開帳ですけれども、4月18日に行ったところでございます。例年、特に人数カウントは行ってないそうなんですけれども、300人ないし400の方が御来場いただいたところでございます。この三世堂につきましては、全国で5棟しか現存していない、珍しいさざえ堂様式の建造物で、平成16年1月8日に茨城県の有形文化財に指定されているところでございます。建物としては、江戸時代中期の建築物となっております。

3点目です。ふじしろ図書館まつりについてでございます。4月21日、日曜日にふじしろ図書館まつりが開催されたところでございます。例年恒例となっておりますリサイクルブックフェア、おはなし会、映画会やお茶会など、特にこちらのほうはボランティアの方にご活動をいただいておりますので、ボランティアの皆さんもそれぞれのコーナーで活躍されまして、多くの来場者に楽しんでいただきました。入館者数は1,235名を数えたところでございます。

また、今回初めての試みとしまして回想サロン、昔のできごとをDVDで鑑賞しながら、そのころの思い出をしながら活発に御発言いただき、大変楽しい時間を共有することができたということでございます。この回想法ということになりますと、特に脳の活性化に役立つと最近言われてますので、高齢化社会にも有用な取り組みと言えると考えているところでございます。こういった形で、ボランティアの皆さんの協力により、ことしの図書館まつりも盛況となり、市民との協働が実施されているところでございます。私のほうからの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

本日追加でお配りをいたしました議案第24号、取手市教育委員会委員の辞職の同意については、人事に関する件となりますために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定によりまして、議事を非公開としたいと考えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議ございませんので、議案第24号の議事は非公開といたします。

傍聴者の皆様、本件に係る議事はただいま非公開とすることが決定されました。議事が終了するまでの間、傍聴者の皆様は御退席をお願いいたします。

傍聴者が退席いたしますまで自席にて暫時休憩といたします。

午前 10 時 10 分休憩

午前 10 時 11 分開議

○教育長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第 24 号、取手市教育委員会委員の辞職の同意についてを議題といたします。

本件についての説明を教育部長、お願いいたします。

(非公開の為、説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 24 号については、宮本委員の辞職に同意することに決定をいたしました。なお、取手市教育委員会が宮本委員の辞職に同意したことを市長に通知することといたします。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除します。傍聴人の皆様は入場をお願いいたします。

傍聴人入場のため自席にて暫時休憩といたします。

午前 10 時 13 分休憩

午前 10 時 14 分開議

○教育長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第 17 号、取手市立学校等給食運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を岩瀬学務給食課長補佐お願いします。

○学務給食課長補佐

はい。それでは、議案第 17 号、取手市立学校等給食運営協議会委員の委嘱について、御説明申し上げます。提案理由としましては、参考資料の 2 ページ目になるんですが、取手市立学校等給食運営協議会条例第 3 条の組織にあります、協議会委員の第 1 号委員であります、取手市立学校長の森田哲夫委員が学校長の職を退いたことによりまして、平成 31 年 3 月 31 日をもって退任をすることになりました。同じく、第 4 条のところの下線部に書かれているんですが、こちら第 3 項のところ、前条第 1 号及び第 2 号に規定する委員が委嘱時の役職を退いたときは、その資格を失うものとする規定されておりますので、今回新たに取手市立藤代中学校の高橋茂夫校長を委嘱するものになります。今回の委嘱期間ですが、委嘱期間は平成 31 年 5 月 7 日から平成 32 年 10 月 31 日までとなります。なお、高橋校長を含めた新たな委員構成は、参考資料の 3 ページ目になりますが、委員会名簿のとおりとなります。

また、協議会の進捗状況につきましては、参考資料の 4 ページ目になりますが、会議スケジュールにありますとおり第 1 回目を平成 30 年 12 月 19 日に開催しまして、学校給食のあり方についての諮問や取手市の学校給食の現状についての説明を行いました。第 2 回目につきましては、平成 31 年 2 月 20 日に開催しまして、消費税増税に伴う給食費の取り扱いや給食運営方式の再検証について議論をしました。当日は、事務局からの給食に使用する食材や、他市町村との給食費の比較などの説明に対しまして、委員の皆様からは、外国産の食材を使用した例はあるのか、幼児の健康を考えるとやはり安全第一をお願いしたいなどと御質問や御意見がございました。

また、次回、第3回目の会議としまして、資料の中では日付が入っておりませんが、5月21日の火曜日、こちらに開催することが先日決定しました。内容としましては、学校給食センター施設の視察と給食の試食を行う予定となっております。説明は以上になります。

○教育長

以上で本件に対する説明は終わりました。

本件に対して質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

よろしいですか。それでは、質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第18号、取手市青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

はい。御説明させていただきます。議案第18号、取手市青少年相談員の委嘱についてですが、提案理由としましては、取手市青少年センター設置条例第5条により、教育委員会が青少年相談員の委嘱を行うこととなっており、現在欠員になっております西部地区の青少年相談員1名につきまして、新たに永野淳子氏を委嘱するものです。今回の委嘱期間は、平成31年5月1日から平成33年3月31日となります。

青少年相談員の職務内容は、青少年の健全育成及び非行防止に資するため街頭指導などを行うとともに、各種健全育成事業に従事するものであります。青少年相談員の主な活動内容につきましては、毎月1回の地区パトロールとなります。説明については以上となります。

○教育長

以上で議案第18号に対する説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

よろしいですか。質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第18号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、本日追加送付いたしました議案第21号、取手市スクールカウンセラー設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を浅野指導課長お願いします。

○指導課長

それでは、議案第 21 号、取手市スクールカウンセラー設置要綱の一部を改正する要綱について、御説明いたします。こちらは平成 29 年 9 月 15 日に施行されました公認心理士法に基づき、心理職の国家資格として公認心理師程度が整備されました。そのため、こちらの公認心理師の条項を追加とさせていただくものでございます。

また、守秘義務の重要性を鑑みて、サービスの中に含まれておりました守秘義務部分を条として独立させるために、要綱の一部を改正するものです。この守秘義務に関しましては、県からの調査報告書のほうにも扱われておるものでございますので、特に重要性を鑑みてのこととなります。説明のほうは以上となります。

○教育長

以上で議案第 21 号に対する説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いします。

○小谷野委員

公認心理師法という言葉がなかなか耳なれなくてですね、平成 29 年 9 月に施行されたにもかかわらず、本当、勉強不足でわからない状況でした。今回出されてるんですけど、現在、本市のほうで対応していただいているスクールカウンセラーさんは、この公認心理士の資格を有する方というのは実際いらっしゃるのでしょうか。

○指導課長

こちらのほうに関しましては、今現在、まず第 1 段階として公認心理師と臨床心理士どちらも存在しております、県のほうでも、この公認心理師の資格の者を追加した形で、両方ともスクールカウンセラーという扱いをしているところでございます。市のほうの委嘱しております、この後報告がございしますが、心理士の関口カウンセラーに関しましては、この公認心理師の資格を取ったということで、有している方になります。

○教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 21 号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、また追加議案になりますけれども、議案第 22 号、取手市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を浅野指導課長お願いします。

○指導課長

御説明いたします。こちら議案第 22 号、取手市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する要綱についてですが、こちらはさっきの議案第 21 号同様に、スクールソーシャルワーカーの守秘義務、こちらも重要性を鑑みて、これまでサービスの中に書かれていたものを守秘義務部分を条として独立させるために、要綱の一部を改正するものとなります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長

本件について質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

○小谷野委員

付則のところに「この要綱は，平成31年5月 日から施行する。」と書いてあるんですけど，5月からは令和元年になってくるじゃないですか。この辺の書き方については，何か規定があるんですかね。その辺，前のこれもやっぱり同じようなことだったんですけど。

○教育長

元号の取り扱いですね。これについては，教育次長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

元号の名称というか，その変更につきましては，4月中のいろいろな案件等につきましては，そのまま平成で表記をさせていただきます。5月1日の日をもって今度は令和に変わるわけなんですけど，5月1日以降の文書につきましては，すべて令和の表記でさせていただきますと考えております。

○小谷野委員

それは法的な決まりか何かがあるんですかね。みんな悩むところなんですよ。

○教育総務課長補佐

御説明させていただきます。国の省庁の方針ということで，平成が続いている間，4月30日までになると思うんですけども，こちらの間に作成される文書についてはすべて「平成」という表記で統一するという国の方針から指針が出されております。取手市においても，その指針にならって同じような形で対応させていただいてるという形です。以上です。

○小谷野委員

そうすると，この5月の表記がある部分に関しては，どういうふうに解釈すればいいんですか。平成31年5月でいいのかどうか。

○教育総務課長補佐

はい。現時点で作成される文書については，5月以降の表記であっても「平成31年」というふうな形になります。正式に5月1日以降，令和というふうに改元がなされた場合には，「平成31年」が「令和元年」というふうに変わるということになります。

○小谷野委員

わかりました。

○教育長

どの時点で改正の行為という形にするかなんですね。

ほかにございますか。櫻井委員。

○櫻井委員

先ほどのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーのどちらも守秘義務のところの条文に関してなんですが，職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないということで，これ，条文の文言として「秘密」というのは適当なんでしょうか。例えば今，私なんかも民生委員として守秘義務があって，民生委員法ではどうなっていたかなというのを調べてみたんですけど，そこは正しくは出なかったんですけど，もうちょっと詳しく書かれていたような気がします。ざっくりと「秘密」という非常に曖昧でざっくりした文言だなという印象はありますが，その辺はいかがなものでしょうか。市のほうでも，こういった条例なり設置要綱なりをつくるときには，法律の文言

をチェックする部署があると思われませんが、その辺はいかがなものでしょうか。

○指導課長

こちらのほうは県のスクールカウンセラーの要綱がございまして、そちらのほうの要綱に倣ってスクールソーシャルワーカーもしかりなんですけれども、そちらのほうを立てさせていただいた次第でございます。

○櫻井委員

県のほうで、このような条文で「秘密」という形でなっているということによろしいですね。

○指導課長

はい。県の要綱のほうでそのようになっております。

○櫻井委員

わかりました。

○教育長

現在の県の規定と合わせた。

○指導課長

現在の県のものと合わせてございます。

○教育長

もう少し細かく規定したらどうかということですけど、法令等は確認されましたか。法令の担当課と。

○指導課長

はい。市の法制のほうにも、こちらの条文を投げて確認をしております。追加でお話ししてよろしいでしょうか。県のほうとしましても今回、取手市の調査報告書のほうを受けたことで、スクールカウンセラーの守秘義務に関しましては、県のほうとしても、今、県の心理士会とかそういうところと相談をして、どのようにするのがよいかというのを検討しているところとなっております。そちらのほうが確定して、こちらの市のほうに示されるような場合には、再度、こちらの要綱のほうも改正させていただく形になります。

○櫻井委員

すみません。日々の相談業務に携わっている者として「秘密」というのが非常に曖昧だと感じましたのは、相談される方にとっては、たとえそれが公然なことでも、家族の名前であるとか、そういうのであっても、家族の名前とかは本当にどこでも容易に知れてしまうことではあるけれど、それすら出してほしくない。自分の電話番号すら出してほしくない。どれをもって秘密とするか、どれをもって出してほしくない情報とするかというのは、それぞれの相談者の方によるものと思われまして「秘密」という非常に曖昧でざっくりした文言が気になったところですけど、県のほうが現在そのように検討しているということでしたら、今後、県の検討結果を受けて市のほうのこちらの文言の変更もあり得るということによろしいでしょうか。

○指導課長

はい。県のほうの検討結果を受けて、そちらのほうで下りてきましたら、そちらのほうをもとに、また要綱の改訂の提案をさせていただきたいというふうに思います。

○教育長

よろしいですか。そのほかにもございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。質疑，御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 22 号は，原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第 22 号は原案のとおり決定をいたしました。

次に，こちらを追加送付いたしました議案第 23 号，取手市いじめ問題専門委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を浅野指導課長お願いします。

○指導課長

議案第 23 号，取手市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について，御説明させていただきます。取手市では，平成 30 年 4 月 1 日より，取手市みんなでいじめをなくすための条例を施行いたしました。取手市いじめ問題専門委員会は，この条例第 19 条第 3 項の規定により，これまで 5 人の委員の組織で，さまざまな調査，そして審議を実施してきたところでございます。

平成 31 年 3 月に，茨城県より取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査結果のほうを示されました。それにより，その中では学校教育，教育行政の根幹にかかわる問題点，さらには課題を指摘されたところでございます。そのような中，取手市教育委員会として，二度と子どもたちにこのような悲しい事案を起こすことがないように，抜本的な再発防止策を策定していく方針でありますので，この再発防止策の制定に当たり，諮問先である同専門委員会の検討体制をさらに充実するために，弁護士の遠藤千尋氏，こちらを新たに委嘱したいと考えお諮りするものでございます。

御審議のほうよろしくお願ひいたします。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いします。

○櫻井委員

この遠藤弁護士の選定に至った経緯というのは，具体的にはどなたかの御紹介であるとか，そういったことでしょうか。

○指導課長

こちらに関しましては，いじめ問題専門委員会の中の鬼澤弁護士，こちらのほうから御推薦がございました。教育関係に非常に詳しい方だということで，この方を御推薦いただき，そちらのほうを委嘱という形でこちら諮らせていただいているところでございます。

○小谷野委員

提案理由のところにあります，下から 2 行目からの「同専門委員会の検討体制を拡充するため」の委嘱というふうな形になっているんですけど，再発防止を策定していくときの検討体制というふうな部分では，仕事の内容的には，具体的にはどんな中身になるのでしょうか。

○指導課長

当然，この方には検討の中にも入っていただきます。さらに，こちら今後，市で出される報告，こちらのほうの作成を文章の作成からになります，こちらのほうの中

心になってやっていただく方となります。

○小谷野委員

市が出される報告というのは、具体的に重大事態とか、そういった部分に関する報告。それとも、その他の部分も含めて広い意味での報告なんですか。

○指導課長

まずは、取手市立中学校の自死事案、こちらに関するものの総括、まとめに関する報告というのが1つ。そして、それ以外のものに関しましても入っていただいて協議、そして資料の作成等を中心となってやっていただこうと考えております。

○教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、報告第8号、取手市立公民館長の任命についてを議題といたします。

報告第8号についての説明を丸山公民館課長、お願いいたします。

○公民館課長

はい。それでは、報告第8号、取手市立公民館長の任命について御説明いたします。平成31年度の人事異動により、市の職員が担当します各公民館長に変更が生じ、別紙のとおり平成31年4月1日付けで任命いたしましたので報告いたします。

ページをめくっていただきまして1ページになります。まず初めに、藤代公民館並びに中央公民館は、私、丸山が新任で兼務いたします。次に、小文間公民館並びに井野公民館におきましては、羽田利光が新任で兼務をいたします。続いて、永山公民館は浅野英男が再任で専務し、再任用の職員でございます。寺原公民館につきましては、小林剛が新任で専務し、同じく再任用の職員です。戸頭公民館につきましては、寺田智氏が再任で専務し、再任用職員でございます。白山公民館につきましては、松田正明が新任で専務し、再任用の職員です。相馬南公民館につきましては、寺田恭司が再任で専務し、再任用の職員でございます。

なお、根拠法令ですが、2ページにあります資料のとおり、社会教育法第27条の「公民館に館長を置き」という部分と、第28条にあります「公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。」という部分でございます。以上です。

○教育長

以上で報告第8号についての説明が終わりました。

質疑、御意見ございましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

お諮りいたします。報告第8号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第8号は、報告のとおり承認することに決しました。

次に、本日追加送付しました報告第9号、取手市文化財保護審議会幹事の任命についてを議題といたします。

報告第9号についての説明を教育次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは、報告第9号、取手市文化財保護審議会幹事の任命についてを議題とさせていただきます。取手市文化財保護審議会幹事を別紙のとおり任命したので報告いたします。こちらにつきましては、取手市文化財保護審議会条例第9条におきまして、会務を処理するため幹事若干名を置くこととしております。

追加資料として、条例のほうを配付させていただいております。こちらにつきましては、条例に基づきまして審議会を所管しております教育総務課埋蔵文化財センターの職員2名を幹事として任命いたしました。こちらにつきましては、幹事の役割なのですが、会長より命があった場合、審議会の開催通知及び審議会開催時の資料の作成及び審議会終了後の会議録の作成が主な事務となっております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長

説明は以上でございます。報告第9号について、質疑、御意見ございましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第9号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第9号は、報告のとおり承認することに決しました。

次に報告7、取手市立学校評議員の委嘱について、報告8、取手市立学校等関係者評価委員の委嘱についてを一括して議題といたします。

本件についての説明を指導課長お願いします。

○指導課長

はい。それでは、報告7と報告8、あわせて報告させていただきます。まず、報告7、取手市立学校評議員の委嘱について報告いたします。委嘱期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までとなります。幼小中高、1園20校になりますが、各5名ずつ学校評議員の方を推薦いただきました。今年度新規に委嘱した委員の方は18名となっております。

次に、報告8、取手市立学校等関係者評価委員の委嘱について報告いたします。本市においては、学校評議員と学校関係者評価委員、こちらのほうは兼務となっておりますので、同じメンバーで進めております。学校行事又は授業等に学校評議員の方、

学校関係者評価委員の方をお呼びして、学校長がさまざまな意見を聞いたり、学校の運営体制について評価していただいたりするという形で、前年どおり進めていく予定となっております。以上よろしくお願いいたします。

○教育長

報告7，報告8についての説明が終わりました。

本件についての質疑，御意見がございましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

よろしいですか。質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

以上で，報告7及び報告8の議事を終了といたします。

続いて報告9，取手市スクールカウンセラーの委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を指導課長お願いします。

○指導課長

報告9，取手市スクールカウンセラーの委嘱について，報告させていただきます。市のスクールカウンセラーに，平成31年3月31日までの任期で委嘱していた臨床心理士であり，今回，公認心理師を取得した関口奈保美氏を平成32年3月31日まで再委嘱するものです。関口氏は，これまで他市を含めスクールカウンセラーとして勤務された経験があり，平成29年度より市のスクールカウンセラーとして週2回，そして30年度からは週3回勤務していただいております。本年度も昨年同様，週3日という形で勤務を予定しております。以上でございます。

○教育長

説明は以上でございます。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いします。

○山下委員

関口先生は引き続きということですが，昨年度の週3回というお務めだと思っておりますが，その実績みたいなものの報告をちょっと聞きたいのと，このスクールカウンセラーをあの場所に置いたことによって，どういう成果が実績として出ているかというようなことを，わかればちょっと報告いただければと思うんですけど。

○指導課長

こちら関口カウンセラー，心理の専門家ということで，さまざまな相談等に対応していただいているだけではなく，相談員の相談の中で上がってきた心理的なものに関するアドバイスなどもいただいております。また，ストップイット，通報システムですね，いじめ傍観者からの通報システム，こちらのほうの通報が入った場合，こちらに関する返答のアドバイス，このような形で返事をするよという心理的な面から見たアドバイス等も受けております。

さらに，スクールカウンセラーとしての相談業務はもちろんのこと，昨年来からお話はさせていただいておりますが，センター内にとどまって待っているだけではなく，定期的に学校のほうも回って，各学校のほうで相談業務を行うというようなことも昨年度から着手してまいりました。

相談件数としては，スクールカウンセラーが昨年度から学校を回って，そして各学校のほうでも回ってくる予定のほうを確認しておりますので，それにあわせて相談者の予約をとっていただくなどというようなものもありましたので，件数が上がり

183 件ほどスクールカウンセラーの相談が入っている状態でございます。以上でございます。

○山下委員

学校を巡回して回られるということで、学校の体制というか、受け入れ体制みたいなのは、温かい気持ちで見てもらってはいると思うんですが、そういう学校との連携でどうなのか、どういうふうに受け入れていっているのかなということと、小学校と中学校の相談の件がどの程度違うのかなということが、もしわかれば。

○指導課長

すみません。小学校、中学校の相談件数等に関しましては、今こちらに資料がないので、後ほど調査してお知らせしたいと思っております。このスクールカウンセラーの学校での受け入れ状況なんですけど、こちらからこの日に回るという予定をもう事前に学校にお知らせしていることから、学校のほうでは温かく迎えていただいております。それにあわせて、相談体制もとっていただいているような形になっております。

○山下委員

県から派遣されているスクールカウンセラーとの兼ね合いみたいなものとか、何かそういうことはどうなんですかね。

○指導課長

一応、県のカウンセラーとの連携までは、まだとれていないところでございます。

○教育長

山下委員が御指摘の学校の体制にどうやって組み込むかという話は、非常に大切な問題で、実は今年度、そういった生徒指導関係の研修の場にそういったシステムづくりについて詳しい方をお呼びする予定で考えているんですよね。やっぱりカウンセリングを受けるだけじゃなくて、学校の指導体制にどうやってかかわるか、専門職のかかわり方が非常に大切なので、それを大事な改善のテーマにしていきたいというふうに考えています。実際、研修の中でも実例で多分お話が聞けるとは思うんですけども。

○櫻井委員

今、山下委員のほうからもお話があったんですが、センターのほうのスクールカウンセラーの方が学校のほうにということ。また、学校には学校で拠点校ということで市内の幾つかの中学校に、県からのスクールカウンセラーが派遣され、そこから各学校にということ、県と取手市両面からスクールカウンセラーの配置がされてるということで、非常に手厚くなっていくのはいいんですが、センターに配属されているカウンセラーの方ですので、センターでの相談事業が主務と思われそうですが、やはりセンターに相談しに来たときに、相談したいときにスクールカウンセラーの方となかなか都合がつかないとか、連絡がとれないとか、そういうことのないように。学校に配置するのはもちろん、学校に出向いていくのももちろんすごく大切ですけれど、やはりセンターでのカウンセリング業務というのも重点的に行っていただきたいと思えます。以上です。

○指導課長

はい。そちらのほうは受けてまいります。センターのほうと、1日の中で学校のほうに行くアウトリーチ型のほうは約3時間程度というふうに設定しております。学校にもそのような形で連絡しております。それ以外の時間帯は、センターのほうで相談業務を受けるという形になっております。また、事前に予約等もセンターのほうに入ることになりますので、そのような場合には学校のほうにも連絡をして時間

を変えてもらうとかというような対応はとるようにしております。

○教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

それでは、本件について質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

以上で報告9の議事を終わります。

次に報告10，取手市スクールソーシャルワーカーの委嘱についてを議題とします。

本件についての説明を浅野指導課長お願いします。

○指導課長

報告10，取手市スクールソーシャルワーカーの委嘱について，御説明いたします。市のスクールソーシャルワーカーは，昨年度，取手市みんなでいじめをなくすための条例の施行とともに配置されたものになりますけれども，こちらに関しましては平成30年度に引き続き社会福祉士，こちらの資格を有する益山篤子氏を委嘱するものです。益山氏におかれましては，スクールソーシャルワーカーに必要な社会福祉士の資格を有している。さらに，本市において特別支援教育相談員等も長年勤められておられまして，相談業務に非常に力を持っているということで，委嘱をさせていただきたいというふうに思います。勤務に関しましては，平成30年度同様，週2回の勤務をしていく予定でございます。以上でございます。

○教育長

説明は以上です。

質疑，御意見ございましたらお願いします。

○山下委員

先ほどのスクールカウンセラーと同じようなことをお聞きしたいんですが，週2回ということで，昨年の実績をお聞かせ願いたいのと，このスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの連携とか，それからスクールソーシャルワーカーのやった仕事に対しての効果，成果とか，そういうものがもしあれば御報告いただきたい。

○指導課長

こちらスクールソーシャルワーカーに関しましては，児童生徒だけではなく地域との連携，そして家庭との連携，そういったものに関しましてもアドバイス等をしていく形になります。このスクールソーシャルワーカーに関しましては，昨年度，相談件数としては67件ほど相談を行いました。どうしても家庭の都合で時間等が遅くなるなどという場合もございましたが，67件の相談に応じております。

先ほど，スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携ということでお話がありましたが，こちらに関しましては，実際に相談業務のときにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー，こちら両方で行って相談をするなどというようなこともございました。事案によっては，子ども等がスクールカウンセラー，そしてお家に行って様子を確認するなどというのがスクールソーシャルワーカーのほうが行うというような形で，こちらのほうを実施しているところもございます。

○山下委員

相談内容等は，どういうものが多かったのか。例えば，虐待あたりも含まれていた相談もあるのか。

○指導課長

こちら相談の内容に関して多かったものは、不登校であるとか渋りのほうが非常に多かったところでございます。虐待については、これに関しては特には見当たらないかなと。

○櫻井委員

今、課長のほうからも相談内容が具体的にということで、また山下委員のほうから虐待等とはというような御意見もございましたが、スクールソーシャルワーカー、先ほど課長もおっしゃったように、さまざまな問題について地域、あるいは自治体、また職務の5条の(1)にもありますように、児童相談所、医療機関、市の児童福祉主管課、市の福祉のほうの行政とのつながりも必要かと思えます。今回、昨年度から勤務されている益山先生ですけれど、取手市で特別支援のほうの御経験もあるということで、取手市のことをまるっきり知らないわけではないと思われそうですが、やはり児童相談所との連携の場合、お住まいが柏市で、取手市の場合は御存じのように土浦の児童相談所になりますし、また市によって主管課、特に福祉関係の主管課とか、いろいろシステムや内容も違いますので、できましたら市内の方のほうがそういった相談、あるいはその相談事を行政につなぐ場合、また児童相談所につなぐ場合、医療機関につなぐ場合、身近な情報を持っていらっしゃる方がよろしいんじゃないかなと思われまますので、次年度以降、ぜひ御一考いただきたいなと思っております。

○指導課長

ご意見賜ります。

○山下委員

すみません、何回も。千葉のほうの野田で虐待事件がありましたよね。あれで野田のほうでは、スクールロイヤーという学校関係の弁護士さんみたいのを4名ほど設置するような話を——8校ぐらいしかないんですかね、それに対して4名のスクールロイヤーを設置するようなことが発表になっていたんですよ。法的に学校に助言する弁護士というふうにとらえていいんじゃないのかなと思って、今回の藤代南中学校の事件もやはり法に対する認識の甘さというのが大反省の中に私もありまして、そういう法的なものから、これからは対応していかなきゃいけない部分がふえてくるんじゃないかなという気がするんですね。だから、これは虐待だけじゃなくて、いじめでもそうですし、学校に対する苦情でもそうですし、子ども同士のもめごとでも賠償の問題も出てくるでしょうし、だから先々はそういうところの法的なものを助言してもらえよう部分のスクールロイヤーというような名前を書いてあったんですが、考えていかなきゃいけないのかなというように感じますが、これは参考までということでお願いできればというふうに思います。

○教育長

県のスクールロイヤーの話は、この前の教育長会議で出て、そういう形で委託を検討してもらいたいと。必要性は当然あると思えますので、どういった適用をするかですかね。

○山下委員

もう結構あちこちで設置されている市町村というか、東京あたりはあるみたいですね。だから、恐らく東京なんかは多くの法的に対応しなきゃいけないものが多いんじゃないのかなという感じがしたんですが、いずれはやっぱりそうやっていかないと、学校や教育委員会だけでは対応できないような世の中になっていくのかなというふ

うに思っております。教育長にこれから骨を折っていただいて、ぜひ。

○教育長

御意見として受け止めさせていただきます。

そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 10 の議事を終わります。

続いて報告 11，寄付の受け入れについてを議題といたします。

本件についての説明も指導課長お願いします。

○指導課長

報告 11，寄付の受け入れについて御説明いたします。こちらは双葉在住の山本佐代子氏より、3月28日に環境省パンフレット「捨てず増やさず飼うなら一生」というパンフレットを850部寄贈いただきました。こちらに関しましては、山本佐代子氏、例年ですね、こちらのデータのほうを環境省からの使用許可をいただきまして印刷をして、こちらのほうに必要部数を届けていただいている形になります。このパンフレットは、市内の小学校1年生を対象に配布する予定でおります。以上でございます。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

よろしいですか。質疑、御意見なしと認めます。

以上で報告 11 の議事を終わります。

次に、追加送付いたしました協議 1，取手市みんなでいじめをなくすための条例の改正についてを議題といたします。

本件についての説明を浅野指導課長お願いします。

○指導課長

協議 1 になります。取手市みんなでいじめをなくすための条例の改正についての協議になります。取手市みんなでいじめをなくすための条例、こちらに関しましては、平成 30 年 4 月 1 日より施行されておるところでございます。取手市いじめ問題専門委員会は、この条例の第 19 条 3 項の規定により、これまで 5 人の委員で組織をして、さまざまな案件、そして調査、審議等を実施してきております。いじめ防止対策推進法では、いじめの積極的な認知と対応を求めており、取手市においてもいじめの認知件数は急増しております。このような状況下においても迅速かつ適切な調査、対応、そして再発防止策の策定が必要であり、今回、事案の発生状況に応じた任用を可能とする臨時委員、こちらの設置に係る条例の改正を行うものです。あわせて、臨時委員の報酬を定めるため、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、こちらをあわせて一部改正を行うもので、このような形で協議をしていただきたいというふうに、お諮りしたいと思います。

○教育長

以上で協議 1 についての説明が終わりました。

御意見をちょうだいする形をお願いをいたします。

○指導課長

すみません。追加でよろしいでしょうか。訂正の御案内になります。実は、こちらのほう、別紙と書かれている次のページ、1ページを見ていただくと一番下に「この条例は、令和元年 月 日から施行する。」というふうに書かれております。現在の状態ですと、まだ、先ほど御説明があったとおり平成31年という形になりますので、こちらのは令和元年ではなく平成31年というふうに訂正をお願いいたします。あわせまして、5ページに取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正案のほうが出されておりますが、そちらも「令和元年」というふうになっておりますので、こちらも現段階では「平成31年」という形になりますので、訂正のほうをよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○教育長

これ、条例の改正ですので、法律上は市長のほうから意見聴取という形で教育委員会にもたらされるんですけど、事前にこういった形で教育委員会事務局としてこういう考えを持っていますということの御説明、事前説明ですので協議という形をとらせていただきました。手続的には、条例の意見聴取が来て、教育委員会の開催の日程等の関係がありますんで、具体的には専決とさせていただくような状況もあるかもしれませんが、こういう考えを持っているということの事前的な説明ということで、受けとめていただければと思います。

○小谷野委員

意見です。臨時委員を、やはりそのときの状況によって人数がふやせるというのは非常に良いことだと思うんですよね。先ほど説明の中にも、非常に認知件数が急増したというような状況もあって、対応に苦慮するような状況というのも今後考えていかなければならないと思いますので、この条例については非常に良いかなというふうに思っています。以上です。

○櫻井委員

この臨時委員の選定につきましては、専門委員会のほうで行うものということでしょうか。

○指導課長

こちらに関しましては、専門委員会のほうで、その調査に適した方というのを選定していただくという形になります。

○櫻井委員

その際の服務規程等が専門委員会の設置基準というか、内容のほうに記載されると思いますが、その服務の内容等については、専門委員会委員に準ずるものということでしょうか。

○指導課長

こちらに関しましては、服務規定に関しましては準ずるものという形になりますが、実際には補助的な臨時委員ですので、そのときだけの臨時的な任用になって調査の補助的な仕事をしていただく方になります。

○山下委員

臨時委員の数は規定はあるんですかね、何名って。例えば、これから件数がふえていくとなった場合に、随時ふやせるのか。

○指導課長

こちらのほうに関しましては、現在、規定のほうは設けておりません。案件が多数

出たときに迅速に対応できるようにという形で、こちらのほうは数の増減がある可能性がございます。

○教育長

ちょっと確認しているところなので、お待ちください。
暫時休憩といたします。

午前 11 時 10 分休憩

午前 11 時 12 分開議

○教育長

議事再開いたします。浅野課長。

○指導課長

先ほどお話ししたところで、若干の訂正をさせていただきたいというふうに思います。臨時委員は、専門委員に特別な事項を調査審議させるために必要があるときに認めるということになっておりまして、臨時委員も専門委員と同じ職務のほうを行うということになります。さらに、こちら先ほどありましたが、こちらの推薦等は専門委員のほうから推薦とかはさせていただきたいと思いますが、最終的に委嘱するのは、こちら教育委員会が委嘱という形になります。そちらの部分、不明瞭な発言がございましたので、訂正させていただきます。以上でございます。

○櫻井委員

質問の趣旨としては、実際に専門委員会委員と一緒に重大事案に対する細かいところの聞き取り調査であるとか、デリケートな部分を御担当いただくことですので、先ほどスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのところでもございましたが、守秘義務であるとか、またどういった方がそこに当たっているのかというその人選というのは非常に大事なことになるかと思ひまして、確認させていただきました。

○教育長

そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

よろしいですか。それでは、質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑を意見を終結といたします。

協議の結果、取手市みんなでいじめをなくすための条例の改正については、原案のとおり、こちらの形で調整を行ってまいりたいと考えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

それでは、これ以降議題といたします議案第 19 号、議案第 20 号、報告第 7 号、報告第 10 号及び報告 12 には個人情報が含まれております。したがって、この 5 件の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により非公開としたいと考えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議ございませんので、以上の議事は非公開といたします。

議案第 19 号、教育委員会に対する審査請求についてを議題といたします。

本件についての説明を浅野指導課長お願いします。

(非公開の為,説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は原案のとおり決定いたしました。
次に、本日追加送付いたしました議案第 20 号、教育委員会に対する審査請求についてを議題といたします。
本件についての説明を石塚次長兼教育総務課長お願いします。

(非公開の為,説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は原案のとおり決定をいたしました。
次に、報告第 7 号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。
本件について説明を田中部長お願いします。

(非公開の為,説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第 7 号は原案のとおり承認いたします。
次に、本日追加送付いたしました報告第 10 号、損害賠償の額を定め和解することについてに対する意見についてを議題といたします。
報告第 10 号についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

(非公開の為,説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第 10 号は報告のとおり承認することに決しました。
続いて、本日追加送付しました報告 12、平成 31 年度いじめ問題専門委員会の開催報告についてを議題といたします。
本件について説明を浅野指導課長お願いします。

(非公開の為,説明・審議は省略)

○教育長

よろしいですか。以上で報告 12 に対する件は終わりにしたいと思います。
以上で非公開の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

○櫻井委員

すみません。確認をしている間に議事が流れてしまったので、そのとき言えなかったんですが、学校評議員ですが、報告 7 ですね。学校評議員名簿をちょっと確認している間に議事が流れてしまったんですが、これ学校評議員 1 人は当該学校に在籍する児童生徒の保護者からということで載っていますが、この名簿を見ると、確実に保護者と書いていない学校も幾つかありまして、例えば 3 番の取手東小学校は保護者の記

載がありません。同じように、永山小学校、取手西小学校、高井小学校、山王小学校、藤代南中学校に保護者の記載がなく、この中で実際に保護者の方もいらっしゃるのかもしれないんですけど、例えば藤代南中学校の方々では、この元PTA会長の方が今でもPTA会長だったら、PTA会長って書かれているはずですよ。そのほかの方は存じ上げてるんですけど、みんな違うよな、子どもいないよなという方ばかりですので、この辺どうなっているのか。

○指導課長

はい。確認させていただきます。

○櫻井委員

お願いします。東小あたりも、多分皆さんお子さんいらっしゃる方じゃないよなという方が名前を連ねていらっしゃるの。すべての学校が評議員の、また学校評議員ならず学校関係者評価委員、こちらもやはり同じように規約の中には、児童が在籍する保護者であることとすることをうたっていますので、お願いしたいと思います。

○教育長

失礼いたしました。確認の上、訂正が必要かもしれません。

○指導課長

変更があるかもしれません。

○櫻井委員

最近問題というか、話題になったことなんですが、先生方の守秘義務に関することなんですが、先生方が自分が持っている子どもと日々ノートをやとりする中、あるいはテストの中で、おもしろい回答を見つけて、写真に撮ってSNSに上げてしまったという事案がありまして、それについて新聞で読んで、これは県から何か来るかな、文科省から県を通して何か来るかな、そういうことしないようにねというのが来るかなと思って聞いてみたら、来ていないというので、文科省のほうではそこまでの事案ではないと受けとめたかもしれませんが、他人事ではないと思いますので、きょうの定例会の中で幾度となく守秘義務、守秘義務と出たんですけど、そもそもの先生方の守秘義務、軽い気持ちでSNSに載せてしまった。生徒とやりとりしているノートのおもしろいところがあつたから、軽い気持ちでSNSに上げちゃったというようなことが取手市ではないようにしていただきたいなと思います。

○教育長

リスクマネジメントの1つなので、その辺はまたきちんと改善策に努めるとともに、速やかな注意喚起を行いたいと思います。

続きまして、その他に入ります。事務局からの報告等をお願いをいたします。

○教育総務課長補佐

それでは、事務局から4点ほど御報告させていただきます。

まず1つ目、平成31年第1回取手市議会定例会の一般質問要旨をお手元に配付いたしました。こちらのダブルクリックでとめてあるものですね。こちらにつきましては、合計で11人の議員さんから、14項目について、3月の定例議会で教育委員会に関する質問がございました。後ほど御確認をいただければと思います。

2点目、あすから5月6日までの10連休中の教育委員会施設等の対応について、御説明いたします。お手元に、広報とりで4月15日号をお配りしてあると思います。開いていただきまして、右側2ページ目、大型連休中公共施設などの業務案内ということで、取手市の公共施設のお休み中の対応業務案内を書いております。こちらに

触れられていない施設の説明もございますので、各課長から御説明のほうをいただきたいと思ひます。まず、教育総務課からお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

今、事務局のほうから、各課長からというお話なんですけども、私のほうで一括して御説明させていただきたいと思ひます。

まず、この連休中、すべて業務が行われるのが、取手図書館、ふじしろ図書館、それから戸頭公民館の中の戸頭図書室がすべて開館となります。あと、グリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンターも開館となります。

4月27日から5月6日までは、ここに記載がありますとおり埋蔵文化財センター、記載はないんですけども教育総合支援センターの相談業務と、それから適応指導教室はお休みになります。ただし、ストップイットで何かそういった緊急的なメールが入った場合は、まず指導課の指導主事の方のところに1回ストップイットの通知が入ったという知らせが来ます。それを受けて、それぞれお休みの中、指導課の指導主事のほうで輪番制で総合支援センターのほうのパソコンか、若しくは藤代庁舎のほうにございます指導課のパソコンで内容を確認して対応すると、そういう体制は整えてございます。

それと、4月28日から5月6日までは、こちらのほう4月27日の日、放課後子どもクラブなんですけども、4月27日の土曜日なんですけど午前中、放課後子どもクラブは行います。ただ、人数、いわゆる各校の人数を確認の上、もし利用をする児童がいらっしゃらない場所については、放課後子どもクラブはお休みということになってございます。

それと、29日から5月6日までにつきましては、こちらの広報にございますとおり、各公民館がお休みとなります。以上です。

○教育総務課長補佐

続きまして、5月の教育委員会関連行事予定ということで、A4の予定表を1枚で配らせていただいております。主要なところを御説明させていただきます。

まず、5月11日土曜日9時から、親子ふれあい農業体験事業ということで、農業ふれあい公園で行われます。

右側移りまして19日日曜日朝9時から、取手ふれあいウォーキング、藤代庁舎をスタートいたします。それから、9時半から15時まで取手図書館まつり、取手図書館で行われます。

それから22日水曜日午前中に教育委員会定例会のほうを予定しております。

それから25日の土曜日、こちら各市内の全小学校運動会予定されております。また山王地区が山王小と合同で運動会、それから六郷地区も六郷小学校と合同で運動会が予定されております。

それから29日は、とりでチャレンジデーということで山形県鶴岡市との対戦が予定されております。予定については以上になります。

続きまして、次回定例会の日程案についてということで、先ほども申し上げましたとおり5月22日水曜日、予定としては午前10時開始の予定となっております。

事務局からは以上になります。

○教育長

以上で、今定例会に付議されました事件の審議はすべて終了いたしました。

平成31年第4回教育委員会定例会を閉会といたします。

長時間にわたりお疲れさまでした。

午後 0時 22分閉会